

合資會社水島自動車商會紛議

- 一、名 稱 合資會社水島自動車商會
- 二、所 在 地 飯塚市吉原町
- 三、事業の種類 旅客運輸
- 四、資 本 金 公稱參拾五萬圓
- 五、代 表 者 社長 水 島 傳 太 郎
- 六、從 業 員 數 運轉手一〇名 車掌一〇名（女一名）
- 七、紛議參加人員 一九名（女車掌を除く）
- 八、紛議發生年月日 昭和十一年七月十三日
- 九、同 解決年月日 同 七月十五日
- 十、發 生 原 因

營業主は七月十一日盜難に遭ひその容疑者として女車掌中村コト（李準模）を指名届出たる處別に犯人が判明したる

爲日頃營業主の待遇劣悪と酷使に不満ありたる従業員はこ
の行爲に憤慨し左の要求をなすに至つたのである。

十一、要 求 事 項（款項書）

- 1、車掌の給料は金五圓をも最低とし漸次昇給せしめられ勤続二ヶ年以上に及べば拾圓位は支給せらるること
但し給料は毎月全額支給せらるること
- 2、車掌に對し夏冬服及オーバー雨具を無料にて貸與せられ
たし
- 3、従業員の給料は日給制度とせらるること
- 4、月に二日間公休を設定せらるること但し公休出勤者には日給の倍額を支給せらるること
- 5、運轉手の住込制は本人の自由とさるること
- 6、祇園、煙火大會等に際し特別勤務をなしたる場合は各従